

特別の法律により設立される民間法人等の
指導監督に関する行政評価・監視
結果報告書

平成25年12月

総務省行政評価局

前 書 き

公共的な役割を有する事務・事業の担い手には、国のほか、特別の法律に基づき国により設立される独立行政法人や特殊法人、特別の法律に基づき民間の発意により国の認可を受けて設立されるいわゆる「認可法人」、行政代行的な役割を担う公益法人など様々な類型の法人が存在しており、累次の行政改革の取組の中で、これらの法人に対する国の関与や指導監督の在り方も含めた見直しが行われてきたところである。

こうした法人のうち、「特別民間法人」(注1)については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)が、「特別法人」(注2)については、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)が、それぞれ策定され、国として一定の指導監督を行うこととされている。

(注1)「行政改革に関する第5次答申―最終答申―」(昭和58年3月14日臨時行政調査会)を受けた行政改革や「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)による特殊法人等改革において、事務・事業の制度的独占の原則廃止、国からの出資の廃止、役員選任の自主化といった「民間法人化」が行われた特殊法人及び認可法人をいう。平成25年12月現在37法人ある。

(注2)特別の法律に基づき設立される全国を地区とする法人のうち、法律により国の事務を行うこととされているものや国からの補助金等と密接な関係を有する業務を行うもの等、一定の要件に該当する法人をいう。平成25年12月現在12法人ある。

また、特別民間法人及び特別法人については、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、いずれも「行政代行法人」として見直しの対象とされ、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、検査・検定業務への民間参入の促進、経常的経費に係る補助金・委託費の削減等が求められてきたところである。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、これまで必ずしも明らかにされてこなかった特別民間法人及び特別法人の実態や国との関わりの全体像を明らかにしつつ、こうした法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、これらの法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督などの関与の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
I	特別の法律により設立される民間法人等の全体像	2
1	特別の法律により設立される民間法人等の概要	2
	(1) 特別の法律により設立される民間法人等の全体像	2
	(2) 事務・事業の状況	20
	(3) 主な財務諸表等に関する資料の作成、公開のルール等	49
	(4) 法令に基づく国の関与等の状況	54
	(5) 特別民間法人等と特別な関係にある法人等	64
2	指導監督基準に基づく指導監督の状況	66
	(1) 特別民間法人に対する指導監督の状況	67
	(2) 特別法人に対する指導監督の状況	74
II	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	76
1	指導監督基準に沿った法人の運営	76
	(1) 特別民間法人における指導監督基準への対応状況	76
	(2) 特別法人における指導監督基準等への対応状況	91
2	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	92
	(1) 引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保	92
	(2) 手数料等の適正化の推進と透明性の確保	104
	(3) 財務内容等に関する書類の作成・公開の推進（附属明細書の作成・公開規定の整備）	161
第3	特別の法律により設立される民間法人等の現況	

図表等目次

第2 行政評価・監視結果

I 特別の法律により設立される民間法人等の全体像

1 特別の法律により設立される民間法人等の概要

図表 I-1-1	特別民間法人等一覧	2
図表 I-1-2	所管府省別法人数	4
図表 I-1-3	資産額、負債額及び純資産額又は正味財産額の規模別分布状況	6
図表 I-1-4	年間収入額の規模別分布状況	8
図表 I-1-5	平成23年度において特別民間法人等に国等から交付された補助金等一覧	10
図表 I-1-6	平成23年度において特別民間法人等に国等から交付された補助金等の状況	13
図表 I-1-7	監査役員を除く役員数の規模別分布状況	14
図表 I-1-8	監査役員を除く役員の任期別分布状況	14
図表 I-1-9	監査役員を除く常勤役員数の規模別分布状況	15
図表 I-1-10	監査役員数の規模別分布状況	15
図表 I-1-11	監査役員の任期別分布状況	15
図表 I-1-12	常勤監査役員数の規模別分布状況	16
図表 I-1-13	監査役員への外部の者の登用状況	16
図表 I-1-14	役員における国家公務員出身者の状況	17
図表 I-1-15	理事長、会長等の年間報酬額（試算額）の規模別分布状況	17
図表 I-1-16	役員1人当たりの年間報酬額の規模別分布状況	18
図表 I-1-17	役員の退職金支給率の規模別分布状況	18
図表 I-1-18	退職金支給基準一覧	19
図表 I-1-19	職員数の規模別分布状況	20
図表 I-1-20	職員数に占める非常勤職員数の割合の規模別分布状況	20
図表 I-1-21	特別民間法人等が実施している事務・事業	22
図表 I-1-22	手数料等の額に関する国の関与の状況	48
図表 I-1-23	主な財務諸表等に関する資料の作成及び公開のルール	51
図表 I-1-24	(その1) 特別民間法人の財務等に関する情報公開の状況 (平成25年1月末時点)	52
図表 I-1-24	(その2) 特別法人の財務等に関する情報公開の状況 (平成25年1月末時点)	53
図表 I-1-25	法令に基づく国の関与等の状況	58
図表 I-1-26	特別民間法人等と特別な関係のある法人等の状況	64

2	指導監督基準に基づく指導監督の状況	
	図表 I-2-1 特別民間法人指導監督基準に係る基準適合率の変化	67
	図表 I-2-2 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧	68
	図表 I-2-3 特別民間法人における経常的運営経費に占める国等からの補助金等 による収入の割合	70
	図表 I-2-4 補助金等の低減化とその影響	72
	図表 I-2-5 基準適合性の判断が難しいと考えられる事項一覧	75
II	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	
1	指導監督基準に沿った法人の運営	
	図表 II-1-1 所管府省及び総務省行政管理局による公表上の扱いとその理由	85
2	特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進	
(1)	引当金、積立金等の内部留保の適正性・透明性の確保	
	図表 II-2-1 各会計基準等における引当金・積立金等の処理の表示方法	92
	図表 II-2-2 各会計基準等における利益の処分方法	93
	図表 II-2-3 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保	102
	図表 II-2-4 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保	103
(2)	手数料等の適正化の推進と透明性の確保	
	図表 II-2-5 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業 (総括表)	112
	図表 II-2-6 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業 (詳細版)	114
	図表 II-2-7 高圧ガス保安協会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等 の割引がない試験・講習	130
	図表 II-2-8 日本弁理士会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等の割引 がない講習	131
	図表 II-2-9 見直しが必要な引当金、積立金等の内部留保及びその源泉となっ ている手数料等の見直しの状況	157
(3)	財務内容等に関する書類の作成・公開の推進（附属明細書の作成・公開規定の整備）	
	図表 II-2-10 事業報告書等（附属明細書を除く）に関する作成・公開状況 (平成25年1月末時点)	165
	図表 II-2-11 附属明細書に関する作成・公開状況	166
	図表 II-2-12 事業報告書等に関する作成のルール	167
	図表 II-2-13 事業報告書等に関する公開のルール	168
	図表 II-2-14 附属明細書の公開に関する法令上の規定内容	169
	図表 II-2-15 附属明細書の内容に関する法令上の規定内容	170

図表Ⅱ－２－16	各会計基準における附属明細書の内容等	172
----------	--------------------	-----

資料1	特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準 (平成14年4月26日閣議決定)	175
資料2	特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準 (平成18年8月15日閣議決定)	179
資料3	特別民間法人等における資産額、負債額、純資産額又は正味財産額及び年間収入額 (平成23年度)	181
資料4	特別民間法人等における役員状況	182
資料5	特別民間法人等における役員報酬等の状況(平成23年度)	183
資料6	特別民間法人等における職員数	184